住所　大阪府東大阪市太平寺１丁目５番４号
朴　炫善　昭和53年７月31日生
住所　大阪市東住吉区今川４丁目７番13号
林里映　昭和57年11月30日生
住所　埼玉県戸田市下前１丁目10番２―308号
朴明浩　昭和53年６月５日生
住所　大阪市旭区清水４丁目６番３号
姜宗必　昭和58年７月23日生
住所　大阪市東成区大今里南１丁目８番20―801号
金廣美　昭和45年10月12日生
金都子　昭和48年２月４日生
住所　大阪府羽曳野市古市６丁目９番23―202号
李浩之　昭和55年３月６日生

○法務省告示第百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日

法務大臣　小川　敏夫

別表第一の中央文教学院の項を削り、同表の國際英才学苑の項の次に次のように加える。

東京日本語研究所	東京都

別表第一の三重文化経済学院の項を削り、同表の国際交流友の会外語学院の項中「国際交流友の会外語学院」を「ＦＬＡ学院」に改める。

別表第二の東京工科大学附属日本語学校・大学準備教育2年コースの項を削る。

別表第四のユニバーサル・ランゲージ・スクールの項の次に次のように加える。

東京工科大学附属日本語学校・大学準備教育2年コース	東京都

別表第四の天正日本語学校の項の次に次のように加える。

三重文化経済学院	三重県

○外務省告示第百三十一号

平成二十四年三月二十二日にハノイで、税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十六億六千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年二月二十九日まで

4　署名者

日　本　側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ヴオン・ディン・フエ財政大臣

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十二号

平成二十四年三月二十三日にアピアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

住所　大阪市生野区小路３丁目９番11号
康雪枝　昭和32年１月14日生
金權珉　昭和47年７月14日生
住所　東京都東村山市久米川町４丁目26番地14
ルイス・ベイトン・ポルティリオ　昭和44年11月24日生
住所　茨城県土浦市右籾１番地34
朱俊喬　昭和55年５月17日生
住所　京都市伏見区中島前山町118番地
張曉南　昭和44年７月29日生
張子睿　平成16年９月29日生
住所　京都府久世郡久御山町栄３丁目１番地25
金宣吉子　昭和17年２月14日生
住所　東京都新宿区三栄町７番地３
白玉櫓　昭和54年６月14日生

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　三田村秀人在サモア大使

サモア側　ファウムイナ・ティアティア・リウガ財務大臣

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十三号

平成二十四年三月二十六日にニューデリーで、インドにおける「ポリオ撲滅計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二千万円

3　署名者

日　本　側　齋木昭隆在インド大使

国際連合児童基金側　カリン・フルショフ在インド事務所代表

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十四号

ベトナム社会主義共和国政府は、明治三十二年七月二十九日にハーグで作成された「国際紛争平和的処理条約」及び明治四十年十月十八日にハーグで作成された「国際紛争平和的処理条約」の加入書を平成二十三年十二月二十九日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、前記の明治三十二年七月二十九日の条約は平成二十三年十二月二十九日に、明治四十年十月十八日の条約は平成二十四年二月二十七日に、それぞれ、ベトナム社会主義共和国について効力を生じた。

（平成二十四年一月四日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十五号

アルバニア共和国政府及びバングラデシュ人民共和国政府は、明治四十年十月十八日にハーグで作成された「国際紛争平和的処理条約」に加入する旨を、それぞれ、平成二十三年十月二十八日及び同年十二月二十八日にオランダ王国外務省に通告した。よって、同条約は、平成二十三年十二月二十七日にアルバニア共和国について、平成二十四年二月二十六日にバングラデシュ人民共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十三年十一月四日付け及び同年十二月二十日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百三十六号

南スーダン共和国政府は、昭和三十九年七月十日にウィーンで作成された「万国郵便連合憲章」、昭和四十四年十一月十四日に東京で作成された「万国郵便連合憲章の追加議定書」、昭和四十九年七月五日にローザンヌで作成された「万国郵便連合憲章の第二追加議定書」、昭和五十九年七月二十七日にハンブルクで作成された「万国郵便連合憲章の第三追加議定書」、平成元年十二月十四日にワシントンで作成された「万国郵便連合憲章の第四追加議定書」、平成六年九月十四日にソウルで作成された「万国郵便連合憲章の第五追加議定書」、平成十一年九月十五日に北京で作成された「万国郵便連合憲章の第六追加議定書」、平成十六年十月五日にブカレストで作成された「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」及び「万国郵便連合一般規則」並びに平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」及び次に掲げる諸文書への加入の宣言を、平成二十三年九月二十九日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈡　万国郵便条約

㈢　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、万国郵便連合国際事務局長による通告の日である平成二十三年十月四日に南スーダン共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十四年四月六日

外務大臣　玄葉光一郎